

議案第52号

那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項及び第2項の規定により、南風原町に那覇市の公共下水道を布設するとともに、那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

南風原町に那覇市の公共下水道を布設し、南風原町の公共下水道を那覇市の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。

協 議 書 （案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項及び第2項の規定に基づき、南風原町の公共下水道を那覇市の住民の利用に供させることについて、南風原町長と那覇市長は次のとおり協議した。

- 1 那覇市字仲井真の一部の区域に係る汚水を処理するために、南風原町字津嘉山に那覇市の公共下水道を布設するとともに、南風原町の公共下水道を利用させる。
- 2 下水道使用料については、南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）及び同条例施行規則（昭和60年南風原町規則第3号）により算定した下水道使用料を南風原町が使用者から徴収する。
- 3 排水設備の設置については、下水道法（昭和33年法律第79号）、同法施行令（昭和34年政令第147号）、那覇市下水道条例（1969年那覇市条例第6号）及び同条例施行規程（平成17年那覇市上下水道局規程第8号）を適用する。
- 4 当該区域及び南風原町字津嘉山に設置する公共下水道施設の維持管理は那覇市が行う。
- 5 その他の事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。

以上のとおり協議内容に合意した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

南風原町長 城 間 俊 安

那覇市長 城 間 幹 子